

農地災害復旧事業への申請について

令和5年3月作成

営農中の農地（水田、畑、わさび田等）が被災した場合、産業の維持や農地の荒廃防止を図る観点から、国がその復旧に係る経費の一部を負担する農林水産省の補助制度です。

■制度を使うには

災害発生から1週間以内に下記窓口で災害復旧調査申込みをすること【必須】
(申し込みの際、現地の状況写真等をお持ちいただくと助かります。)

【対象条件】

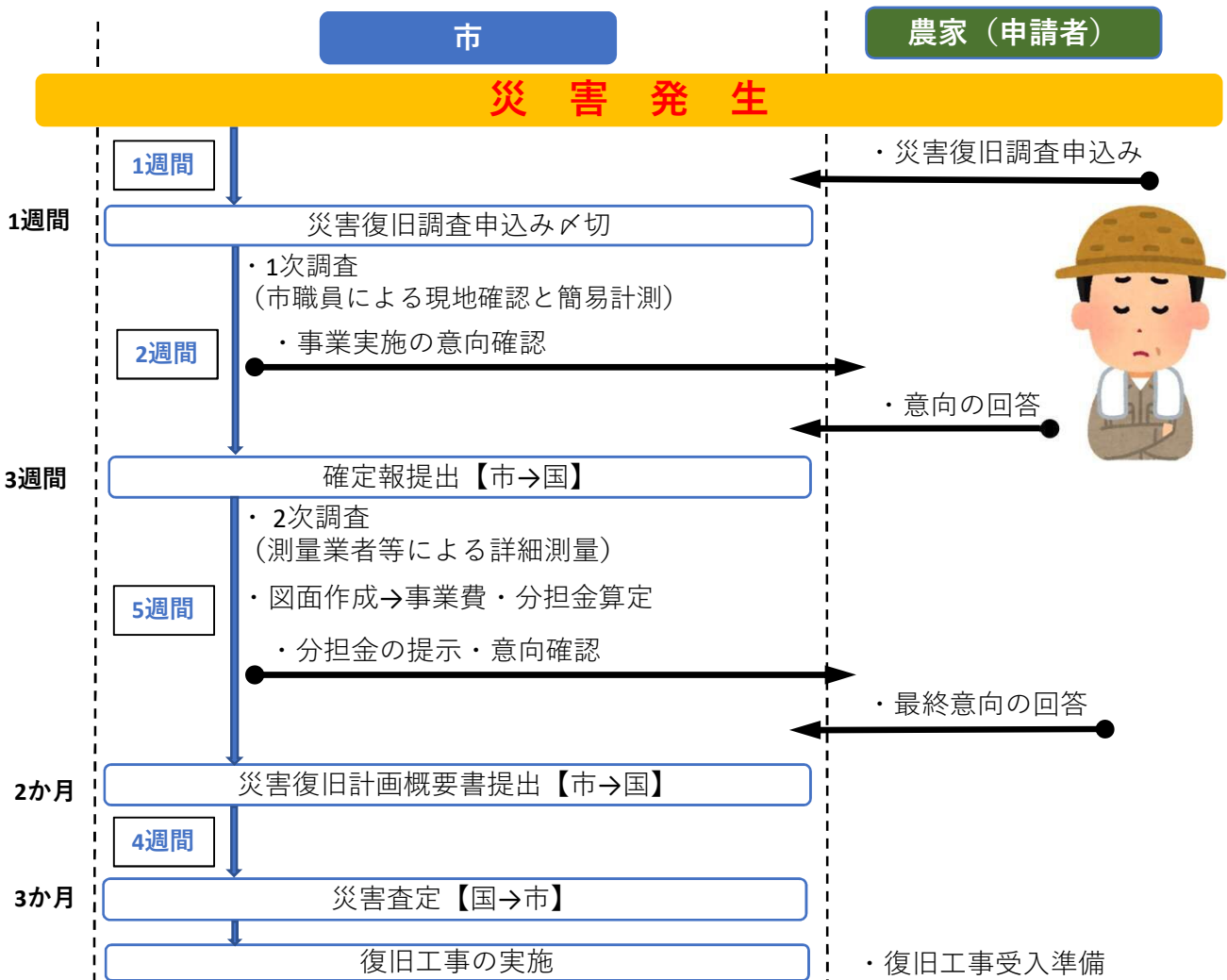
- 被災規模が一定以上であること（国の定めた基準で算定した事業費※が40万円以上）。
- 被災直前まで営農していた農地で、復旧後も営農の意思があること。

【注意点】

- あくまでも補助制度であることから、自己負担（分担金）※が必要です。
- 原則として、原形復旧となります。
- 災害発生から3か月後の国の災害査定が終わるまで、被災状況をそのままにしておく必要があります。

※事業費・分担金は2次調査の詳細測量を行い復旧工事の図面を作成し、それをもとに市が算定します。

■災害発生後のスケジュール



【問い合わせ窓口】

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎6階
経済局 農林水産部 農地整備課 土地改良推進係
TEL: 054-354-2137 FAX: 054-354-2069
E-mail: nouchiseibi@city.shizuoka.lg.jp

市HP関連ページへのリンク
(QRコード)

